

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年8月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合蛇田店

石巻市蛇田中央土地区画整理事業地内6街区2画地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資

仙台市泉区八乙女四丁目2-2

大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島 長男

東京都台東区上野7-14-4

3 市町村の意見の概要

- (1) 開店時刻を1時間早めることについては、そのための物資の搬入や従業員の出勤時刻等も1時間早まるということになると思われるので、関係車両の走行時間帯が登校時間帯と重なる部分が増加することとなるため、登校時間帯において店舗出入口付近に警備員や誘導員を常時配置し、安全確保に一層万全を期すこと。

また、開店時刻が1時間早まることから、来店者等による騒音を発生させないように注意すること。

- (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量については、当初3か所設置予定であったものを2か所とし、容量を若干減少しようとするものであるが、併設施設内に保管施設を別途確保することにより、計画容量は必要容量を満足しているとしている。

しかしながら、別途確保する保管施設は、必要容量と計画容量を比較すると、その余裕はわずかしかないことから、安心できる容量であるか危惧されるため、可能であれば、当該保管施設の計画容量の増加を希望する。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成20年8月20日から平成20年9月22日まで（ただし、閉庁日を除く。）